

Q & A

お申込みできる方に関するQ&A

Q1. 令和7年4月1日以降に工事が完了しているが、契約（工事請負契約または不動産売買契約のことをいう。以下、同じ。）は制度開始の令和7年4月1日前である。申込可能か。

A1. 申込みできません。制度開始（令和7年4月1日）以降に締結した契約が対象となります。

Q2. 令和7年4月1日以降に契約したが、補助対象事業の完了日が、令和8年2月21日以降になる。申込可能か。

A2. 申込みできません。補助対象事業の完了日が令和8年2月20日までの方を対象としています。（参考「Q19」）

Q3. 交付決定を受けるよりも前に、補助対象事業に着手しても、申込可能か。

A3. 申込可能です。補助金の要件を満たしていれば、交付決定を受けるよりも前に、補助対象事業に着手しても、申込可能です。ただし、令和7年4月1日以降に契約していることに注意してください。

Q4. 建売住宅を取得したいが、申込可能か。

A4. 申込可能です。補助金の要件を満たしていれば、建売住宅を購入する場合も対象としています。

Q5. 共同住宅を建てたいが、申込可能か。

A5. 申込みできません。一戸建て住宅を補助対象としています。

Q6. 区分所有住宅を購入したいが、申込可能か。

A6. 申込みできません。一戸建て住宅を補助対象としています。

Q7. 中古住宅を取得したいが、申込み可能か。

A7. 申込みできません。本事業では、売買契約時点で工事完了日から2年以内の住宅であり、人の居住の用に供したことのない住宅を補助対象としています。

Q8. セカンドハウス（別荘）として、岐阜県内に住宅を取得したいが、申込可能か。

A8. 申込可能です。

Q9. 同一敷地内の主たる建物とは別に、従たる建物（いわゆる「離れ」）を建てたいが、申込可能か。

A9. 申込みできません。離れは補助対象としていません。

Q10. 自分達夫婦が居住するために、親が事業者と住宅建設の契約を結んだ。この場合、申込可能か。

A10. 申込可能です。ただし、契約を結んだ方が申込みをする必要があります。

Q11. 夫婦連名で契約を結んだ。この場合、申込可能か。

A11. 申込可能です。ただし、申込みは契約者のうちどなたか一人が行ってください。

また、申請書を提出する際、申請者でない当該契約者の「同意書」を添付してください。
(同意書は、県HPでダウンロード可能です。)

Q12. 住宅を建てた工務店等が申請者となることができるか。

A12. 申請者となることはできません。申請者となりうるのは、事業者と契約を結んだ個人になります。

Q13. 分譲住宅の仲介事業者等が申請者となることができるか。

A13. 申請者となることはできません。申請者となりうるのは、事業者と契約を結んだ個人になります。

Q14. 契約書を作成しなかった場合、補助対象になるか(見積書と請求書のみで工事を行った)。

A14. 補助対象外です。契約の締結が契約書で確認できない場合は、補助対象となりません。

Q15. 令和7年3月31日以前に契約したものが補助対象とならないのはなぜか。

A15. 本事業は、令和7年度予算で実施する事業のため補助対象となりません。

補助対象事業及び基準に関するQ&A

Q16. 設計住宅性能評価書とは。

A16. 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、登録住宅性能評価機関により、設計図書段階の住宅性能の評価結果をまとめたものです。

Q17. 建設住宅性能評価書とは。

A17. 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、登録住宅性能評価機関により、施工中・竣工時に数回に渡る現場検査と検査結果をまとめたものです。

Q18. BELSとは。

A18. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、第三者評価機関が新築・既存の別を問わず住宅の省エネルギー性能を評価・表示する制度です。

Q19. 事業完了日とは、いつのことか。

A19. 住宅の新築にあっては工事完了日、住宅の購入にあっては当該住宅の所在地に転居し

た日としています。（参考「Q20」、「Q41」）

Q20. 工事完了日とは、いつのことか。

A20. 本事業では、検査済証の交付日としています。検査の審査が不要な住宅にあっては、工事監理報告書に記載される工事完了日としています。

Q21. 注文住宅の工事施工業者に指定はあるか。

A21. 工事施行業者に指定はありません。

Q22. 分譲住宅の販売事業者に指定はあるか。

A22. 販売事業者に指定はありません。

Q23. 交付された補助金は課税対象になるか。

A23. 税務署等に確認していただきますようお願いします。

Q24. 土地及び住宅の一部が、土砂災害特別警戒区域に該当する場合の取り扱いは。

A24. 住宅の一部が当該区域に該当する場合は、補助対象外です。建築基準法令に基づき、住宅の構造について特別の措置が必要となる場合は、「土砂災害特別警戒区域に立地する住宅」として取り扱います。

なお、住宅部分を除いた土地のみが、当該区域に該当する場合は、補助対象としています。

Q25. いつの時点で土砂災害特別警戒区域でなければ補助対象になるか（今後、解除される予定がある等）。

A25. 補助申請時点で土砂災害特別警戒区域に指定されていない場合は、補助対象としています。

Q26. 住宅を建てるために契約した事業者（工務店）または、住宅を購入した事業者の自己評価書は、補助金の要件である省エネ基準を満たすことを証する書類として認められるか。

A26. 認められません。省エネ基準を満たすことを証する書類は、必ず評価機関等の第三者の評価を受けた書類を提出してください。

Q27. 省エネ性能の適合確認書類の一つに、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による「BELS」（ベルス：建築物の建築物省エネルギー性能表示制度）による認証（断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を満たすもの）の写し」とあるが、断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級が基準を満たすことをBELSで証明するにはどうすればよいか。

A27. 次の基準を満たすBELS評価書を適合確認書類として認めます。

- ・一次エネルギー消費量基準：星による5段階マークで星の数5（BEI値：0.8以下）

・外皮基準（断熱性能）：U_A値が表記されており、地域区分に応じた基準値以下
注）外皮基準の数値（U_A値）表記は、BELS申請時に希望した場合のみ評価書に表示
されるため、注意してください。詳しくは、評価機関にお問合せください。

Q28. 省エネ性能基準の適合確認書類として、「長期優良住宅建築等計画認定通知書」、
「低炭素建築物新築等計画の認定通知書」、「性能向上計画認定通知書」の写しとある
が、令和4年9月30日以前に認定申請したものは認められるか。

A28. 認められません。令和4年10月1日以降に新基準で認定を受けたもの（ただし、変
更認定は除く）を適合確認書類として認めます。

募集概要及び補助金額に関するQ&A

Q29. 予定よりも早く事業（募集）が終了することはあるか。

A29. ありません。本事業は先着順ではなく、令和7年11月15日を申込みの締め切りとし
ています。（参考「Q30」）

Q30. 要件を満たしていれば必ず補助を受けられるのか。

A30. 申込み総額が予算を上回る場合は、抽選により承認を行います。

Q31. 他の補助金と併用してよいか。

A31. 国が行う住宅取得に対する補助金等（国費を活用する市町村の補助金を含む。）と併
用はできません。当該条件以外は、本補助金は他の補助金と併用可能ですが、併用希望
の他の補助金が併用できない規定になっている場合があるので、併用希望の補助金を所
管している窓口にご確認ください。

【参考】

主に本補助金と併用ができない補助制度

- （国）●子育てグリーン住宅支援事業
- 給湯省エネ2025事業
- 戸建て住宅ZEH化支援事業 等

主に本補助金と併用ができる補助制度

- （県）●ぎふの木で家づくり支援事業

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8700.html>

申請手続きの概要に関するQ&A

【申込みに関すること】

Q32. 申込みはどのようにすればよいか。

A32. 岐阜県都市建築部住宅課のホームページまたは脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業
費補助金チラシのQRコードからアクセスできる電子申請フォームにより申し込んでく
ださい。

Q33. 申込みはいつまでに行えばよいか。

A33. 令和8年2月20日までに補助対象事業が完了し補助金交付申請書が提出できる場合は、令和7年11月15日までに申し込んでください。

なお、補助対象事業の完了が令和8年2月21日以降となる場合は、補助対象となりません。

Q34. 申込みにおいて別途書類は必要か。

A34. 申込みの時点では、他に書類は必要ありません。ただし、交付申請書の提出で添付書類が必要なため、必ず基準を満たすことを確認のうえ申し込んでください。

Q35. 申込みの後、要件を満たさない事が判明した場合、どのようにすればよいか。

A35. 承認を受けた補助対象事業の要件で事業を完了できない場合または、令和8年2月20日までに補助対象事業が完了しないことが判明した場合は、速やかに申込みの取下げの手続きをしてください。（取下げの手続きを行うサイトは、申込み時に自動送信される確認メールからアクセスできます。）

【交付申請書に関すること】

Q36. 交付申請はどのようにすればよいか。

A36. 承認決定通知とともに交付申請書様式及び案内文を送付しますので、記入例等を参考に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて当課あてに郵送または持参して提出してください。（県HPでも交付申請書様式はダウンロード可能です。）

なお、申請書内「誓約事項等」の署名欄については、必ず自署で記入してください。

Q37. 交付申請書はいつまでに提出すればよいか。

A37. 補助対象事業の完了日（事業完了日が承認決定日より前の場合は、当該承認決定日）から起算して1月以内または、令和8年2月20日のいずれか早い日までに提出してください。（参考「Q19」）

（例）承認決定日（承認決定通知の日付）が令和7年11月21日のとき

- ・事業完了日が令和7年8月1日の場合、提出期限は令和7年12月20日
- ・事業完了日が令和8年1月1日の場合、提出期限は令和8年1月30日
- ・事業完了日が令和8年2月5日の場合、提出期限は令和8年2月20日

Q38. 交付申請書の提出時に必要な書類を添付できない。補助金を受けられるか。

A38. 交付申請書に必要な書類を添付できない場合は、交付決定及び額の確定ができません。したがって、補助金の交付は受けられません。

Q39. 承認決定通知を受けているが、令和8年2月20日までに補助対象事業が完了せず、令和8年2月21日以降に完了する予定である。補助を受けられるか。

A39. 受けられません。令和8年2月20日までに補助対象事業が完了しないことが判明した場合は、速やかに取下げの手続きをしてください。（参考「Q35」）

Q40. 交付申請に費用はかかるか。

A40. 申請に必要な証明書類の準備に費用がかかることがあります。なお、申請に要する経費は、申請者の負担となります。

Q41. 住民票を補助対象事業の住宅の所在地に移さないといけないか。

A41. 住宅の購入の場合、補助対象事業の完了は、申請者が当該住宅の所在地に住所を変更した時です。したがって、申請書には転居後の住民票の添付が必要です。なお、住宅を新築する場合は、住民票の添付は不要です。（参考「Q19」）

【請求書に関すること】

Q42. 補助金の請求はどのようにすればよいか。

A42. 申請書及び添付書類にて基準を満たしていることが確認できれば、交付決定及び額の確定通知とともに請求書様式及び案内文を送付しますので、記入例等を参考に必要事項を記入のうえ、当課あてに郵送、持参またはEメールにて提出してください。（県HPでも請求書様式はダウンロード可能です。）

Eメール宛先：c11659@pref.gifu.lg.jp（県住宅課）

注）申込み及び交付申請時の提出は、認めていません。

Q43. 請求書はいつまでに提出すればよいか。

A43. 交付決定及び額の確定通知を送付しますので、当該通知に記載されている額を記載のうえ、早急に住宅課へ送付してください。

なお、請求書は、交付決定及び額の確定通知に同封する案内文に記載している期限（県必着）を過ぎると、支払いができなくなります。

Q44. 補助金を申請者が受取るのはいつか。

A44. 令和8年3月末日までに、補助決定額を交付します。